

＝回覧＝

小値賀町役場産業振興課
消費生活相談窓口
電話 56-3111 (代)

注意喚起

全国で相談急増

ハガキによる架空請求



えらかな

総合消費料金未納分訴訟最終通知書

管理番号(わ)251

この度、貴方の未納されました総合消費料金について、契約会社及び、運営会社、訴状申し入れされたことを本状にて報告いたします。

下記に設けられた、裁判取り下げ終期日までにご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判日程を決定する呼出状が発行され、記載期日の指定の裁判所へ出廷となります。

尚、裁判を欠席される相手方の言い分通りの判決が出され執行官立会いのもと、あなたの給料、財産の差し押さえ等の恐れがございますので、十分ご注意ください。

民事訴訟及裁判取り下げ等のご相談に関しましては当センターにて承っておりますので、下記窓口へお問い合わせください。

尚、個人情報保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

取り下げ最終期日 平成30年×月×日

民事訴訟管理センター

東京千代田区霞が関3丁目1番7号

消費者相談窓口 03-XXXX-XXXX

受付時間9:00～18:00(日・祝日を除く)

町内において、ハガキによる架空請求に関する相談が増加しております。また、多数のお宅に左のようなハガキが届いております。全国的に被害が急増しています！
「差し押さえ」等と書かれたハガキを送りつけ「訴訟を起す」「差し押さえ」などの文言で不安をあたっているハガキに記載のある連絡先に電話をかけさせようとするものです。

【 架空請求のハガキ (例) 】

ご注意ください！

●このようなハガキが届いても、絶対連絡をしてはいけません！

●身に覚えがない請求書等があったら絶対に支払いをしてはいけません！

不審・不安に思う事がありましたら、お気軽にご相談くださいね！

☆小値賀町消費生活相談窓口
(役場産業振興課内)

電話56-3111

☆小値賀駐在所

電話56-2110